

# 普通肥料の各種申請・届出にかかる必要(添付)書類等一覧

## 目次

【新規に肥料登録する場合】	<u>肥料登録申請</u> . . . . .	2
【登録を更新する場合】	<u>肥料登録有効期間更新申請</u> . . . . .	3
【登録事項を変更する場合】 . . . . .		4
●肥料登録申請書に記載した事項のうち、登録証の書替を伴わない事項の変更		
○法人代表者の氏名	} <u>肥料登録事項変更届</u> . . . . .	4
○生産する事業場の名称及び所在地		
○保管する施設の所在地		
●肥料登録申請書に記載した事項のうち、登録証の書替を伴う事項を含む変更		
○(個人)氏名または住所	} <u>肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請</u> . . . . .	5
○(法人)法人の名称または主たる事務所の所在地		
○(個人) <u>相続による氏名または住所</u>	} <u>相続(合併・分割)に基づく肥料登録証の書替交付申請</u> . . . . .	6
○(法人)( <u>会社法における</u> ) <u>合併若しくは分割による名称または所在地</u>		
○肥料名称	<u>肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請</u>	7
【肥料登録証を再発行する場合】	<u>肥料登録証再交付申請</u> . . . . .	7
【肥料登録の有効期間が満了したときや、当県で肥料の生産を廃止した場合】		8
	<u>肥料登録失効届</u> . . . . .	8

**【新規に肥料登録する場合】**

肥料生産する場合は、登録申請書に該当する書類(表1)を添付し申請ください。  
表1 肥料を(新規に)登録する場合に提出するもの(一登録銘柄ごと)

提出書類(必須)			部数・金額	備考
<input type="checkbox"/>	肥料登録申請書		2部(正副各1部)	規定の様式
<input type="checkbox"/>	肥料見本 (包装(容器)に、生産者氏名(名称)、肥料の種類、肥料名称等を油性ペン等で記入)		500g程度	吸湿防止、また臭気等が漏れないよう密封する
<input type="checkbox"/>	千葉県収入証紙 (収入印紙、他都道府県の収入証紙では受け付けられません)	<input type="checkbox"/> 都道府県を越えない農業協同組合その他政令で定める者	18,000円	申請書に貼らずに、持参か同封
		<input type="checkbox"/> 上記以外(通常はこちら)	36,000円	
<input type="checkbox"/>	生産者の証明書類*	法人申請 <input type="checkbox"/>	該当する方を1通	原本又は写し
		個人申請 <input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	生産する事業場周辺の地図* 近隣幹線道路、最寄駅、公共施設(学校・役場等)からの道順を示したもの(場所を特定できる範囲)		1部	手書、略図、地図複写可 事業場明示
該当する場合の書類		提出書類	部数	備考
<input type="checkbox"/>	肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項に該当する(記載が必要な肥料の種類の場合)	<input type="checkbox"/> 生産工程の概要	該当する場合申請書に記載もしくは別紙(正副各1部)に記載	詳細は手引き(公定規格編)を参照ください。
		<input type="checkbox"/> 原料の使用割合及び生産工程の概要		
		<input type="checkbox"/> 材料の種類、名称及び使用量		
<input type="checkbox"/>	乾燥菌体肥料の場合の添付書類	<input type="checkbox"/> 栽培(植害)試験成績書	該当する場合1部添付	詳細は手引き(概要編、公定規格編)を参照ください。
<input type="checkbox"/>	混合堆肥複合肥料の場合の添付書類	<input type="checkbox"/> 原料堆肥の生産業者開始届の写し及び、成分分析成績書(の写し)		
<input type="checkbox"/>	肉骨粉等を原料とする場合の添付書類	豚・馬、家さん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等 <input type="checkbox"/>	該当する場合、いずれか該当する方を1部	事前に該当機関にお問い合わせの上ご用意ください。
		牛由来の肉骨粉等 <input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>	生産設備を賃借して生産する場合の添付書類	<input type="checkbox"/> 生産設備の賃借契約書の写し	該当する場合各1部	事前にご用意ください
		<input type="checkbox"/> 賃借する工場の見取図		
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない(工場長等の)場合の添付書類	<input type="checkbox"/> 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部	左記事項が記載されていれば、様式は任意
<input type="checkbox"/>	県内で初めて、または廃止後改めて販売(譲渡)を行う場合	<input type="checkbox"/> 肥料販売業務開始届出書	該当する場合2部(正副各1部)	規定の様式(詳細は販売手引書参照)

\*既に登録のある個人又は法人が、新たな銘柄を申請する場合は添付を省略できます。

**【登録を更新する場合】**

肥料登録有効期間の更新を受けようとする場合、有効期間満了の30日前までに、肥料登録有効期間更新申請書に該当する書類(表2)を添付し申請ください。

表2 肥料登録有効期間更新する場合に提出するもの(一登録銘柄ごと)

提出書類(必須)		部数・金額	備考	
<input type="checkbox"/>	肥料登録有効期間更新申請書	2部 (正副各1部)	規定の様式	
<input type="checkbox"/>	登録証	1部	原本	
<input type="checkbox"/>	千葉県収入証紙 (収入印紙、他都道府県の収入証紙は受け付けられません)	<input type="checkbox"/> 都道府県を越えない農業協同組合その他政令で定める者 <input type="checkbox"/> 上記以外(通常はこちら)	3,600円 7,300円	申請書に貼らずに、持参か同封
該当する場合の書類		提出書類	部数	
<input type="checkbox"/>	肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条各号に掲げる事項に該当する(記載が必要な肥料の種類の場合)	<input type="checkbox"/> 生産工程の概要 <input type="checkbox"/> 原料の使用割合及び生産工程の概要 <input type="checkbox"/> 材料の種類、名称及び使用量	該当する場合、申請書に記載、もしくは別紙(正副各1部)に記載	手引き参照
<input type="checkbox"/>	肉骨粉等を原料とする場合の添付書類 豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物に由来する肉骨粉等 牛由来の肉骨粉等	<input type="checkbox"/> 「豚・馬、家きん及び海産ほ乳動物由来肉骨粉等適合確認書」((独)農林水産消費安全技術センター理事長の確認)写し <input type="checkbox"/> 「製造基準適合確認書」もしくは「肥料原料供給管理票」(農林水産大臣の確認)写し	肥料登録有効期限内に前回提出した書類の有効期間が満了した場合いずれか該当する直近のものを1部	前回提出した書類の有効期間が継続している場合は不要
<input type="checkbox"/>	生産設備を賃借して生産する場合の添付書類	<input type="checkbox"/> 生産設備の賃借契約書の写し <input type="checkbox"/> 賃借する工場の見取図	肥料登録有効期限内に契約期間満了の場合、直近のものを各1部	自動継続の場合または前回提出した書類の有効期間が継続している場合は不要
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない場合の添付書類	<input type="checkbox"/> 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部 当該年度中に先に提出済の場合は不要	左記事項が記載されていれば、様式は任意

**【登録事項を変更する場合】**

(1) 肥料登録証に記載された事項が書替を伴わない場合

肥料登録事項のうち、次の事項に変更があった場合は、変更があった日から2週間以内に、肥料登録事項変更届に該当する登録肥料を全て記載し、該当する書類(表3)を添付し、届け出てください。その際の手数料はかかりません。

- 法人代表者の氏名
- 生産する事業場の名称及び所在地
- 保管する施設の所在地

なお、次の事項の変更を伴う場合には、肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請(次項参照)してください。

- (個人の場合) 氏名または住所
- (法人の場合) 法人の名称または主たる事務所の所在地

表3 肥料登録事項変更届を届け出る場合に提出するもの(該当銘柄一括)

提出書類(必須)		部数	備考
<input type="checkbox"/>	肥料登録事項変更届	2部 (正副各1部)	規定の様式
該当する場合の書類	提出書類	部数	備考
<input type="checkbox"/>	法人代表者氏名の変更の場合	<input type="checkbox"/> 登記簿(「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」)	1通 原本又は写し
<input type="checkbox"/>	生産する事業場の所在地変更の場合	<input type="checkbox"/> 生産する事業場周辺の地図 近隣幹線道路、最寄駅、公共施設(学校・役場等)からの道順を示したもの(場所を特定できる範囲)	1部 手書、略図、地図複写可 事業場明示
<input type="checkbox"/>	生産設備を賃借して生産する場合の添付書類	<input type="checkbox"/> 生産設備の賃借契約書の写し	肥料登録有効期限内に契約期間満了の場合、直近のものを各1部
		<input type="checkbox"/> 賃借する工場の見取図	
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない場合の添付書類	<input type="checkbox"/> 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部。 当該年度中に先に提出済の場合は不要。
<input type="checkbox"/>	県内に販売事業場がある場合で、法人代表者氏名、販売事業場、保管施設の名称または所在地の変更があった場合、併せて届け出る書類	<input type="checkbox"/> 肥料販売業務開始届出事項変更届出書	該当する場合2部(正副各1部) 規定の様式(詳細は販売手引書参照)

(2) 肥料登録証に記載された事項が書替を伴う場合

肥料登録事項のうち、次の(登録証の書替を生ずる)事項に変更があった場合は、変更があった日から2週間以内に、肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書に該当する登録肥料を全て記載し、該当する書類(表4)を添付して申請してください。その際の手数料はかかりません。

○(個人の場合)氏名または住所

○(法人の場合)法人の名称または主たる事務所の所在地

なお、上記に伴い、次の事項に変更が生じた場合においても、本申請書に併せて記載することができます。

○法人代表者の氏名 ○生産する事業場の名称または所在地 ○保管する施設の所在地

相続のため、または合併・分割・権利の譲渡による名称、所在地変更の場合は、「相続(合併・分割)に基づく肥料登録証の書替交付申請」により申請してください。

表4 肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書を申請する場合に提出するもの(該当銘柄一括)

提出書類(必須)				部数	備考	
<input type="checkbox"/>	肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書			2部 (正副各1部)	規定の様式	
<input type="checkbox"/>	登録証			全該当銘柄	原本	
<input type="checkbox"/>	登録事項変更を証明する書類	法人 ・名称、所在地、 代表者氏名の変更の場合	<input type="checkbox"/>	登記簿(「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」)	該当する方をいずれか1通	原本又は写し
		個人 ・氏名、住所の変更の場合	<input type="checkbox"/>	住民票または免許証の写し		
該当する場合の書類		提出書類		部数	備考	
<input type="checkbox"/>	生産する事業場の所在地変更の場合	<input type="checkbox"/>	生産する事業場周辺の地図 近隣幹線道路、最寄駅、公共施設(学校・役場等)からの道順を示したもの(場所を特定できる範囲)	該当する場合1部	手書、略図、地図複写可 事業場明示	
<input type="checkbox"/>	生産設備を賃借して生産する場合の添付書類	<input type="checkbox"/>	生産設備の賃借契約書の写し	該当する場合各1部		
		<input type="checkbox"/>	賃借する工場の見取図			
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない場合の添付書類	<input type="checkbox"/>	肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部	左記事項が記載されれば、様式は任意	
<input type="checkbox"/>	県内販売事業場の名称変更、所在地変更があった場合、併せて届け出る書類	<input type="checkbox"/>	肥料販売業務開始届出事項変更届出書	該当する場合、2部 (正副各1部)	規定の様式 (販売手引書参照)	

(3) 生産事業の相続(法人の合併・分割)により肥料登録証に記載された事項が書替を伴う場合

相続のため、または法人の(会社法における)合併若しくは分割による氏名(名称)、住所(所在地)の変更の場合は、変更があった日から2週間以内に、相続(合併・分割)に基づく肥料登録証の書替交付申請書に該当する登録肥料を全て記載し、該当する書類(表5)を添付し申請してください。その際の手数料はかかりません。

なお、これらに伴い法人代表者の氏名、生産する事業場の名称及び所在地、または保管する施設の所在地について変更があった場合は、肥料登録事項変更届を併せて届け出てください(前々項参照)。

表5 相続(合併・分割)に基づく肥料登録証の書替交付申請する場合に提出するもの

提出書類(必須)				部数	備考
<input type="checkbox"/>	相続(合併・分割)に基づく肥料登録証の書替交付申請書			2部 (正副各1部)	規定の様式
<input type="checkbox"/>	登録証			全該当銘柄	原本
<input type="checkbox"/>	生産者の証明書類	法人の場合 <input type="checkbox"/>	登記簿(「履歴事項全部証明書」または「現在事項全部証明書」)	該当する方をいずれか1通	原本又は写し
		個人の場合 <input type="checkbox"/>	住民票または免許証の写し		
該当する場合の書類		提出書類		部数	備考
<input type="checkbox"/>	合併・分割による肥料生産・販売事業の承継を証明する書類(合併または分割の場合)			当該事業の承継について記載された書類の写し1部	法人代表者名、代表者印押印のある書類(様式任意)
<input type="checkbox"/>	生産する事業場の所在地変更の場合	<input type="checkbox"/>	生産する事業場周辺の地図 近隣幹線道路、最寄駅、公共施設(学校・役場等)からの道順を示したもの(場所を特定できる範囲)	1部	手書、略図、地図複写可 事業場図示
<input type="checkbox"/>	生産設備を賃借して生産する場合の添付書類	<input type="checkbox"/>	生産設備の賃借契約書の写し	肥料登録有効期限内に契約期間満了の場合、直近のものを各1部	自動継続の場合または前回提出した書類の有効期間が継続している場合は不要
		<input type="checkbox"/>	賃借する工場の見取図		
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない場合の添付書類	<input type="checkbox"/>	肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部 当該年度中に先に提出済の場合は不要	左記事項が記載されていれば、様式は任意
<input type="checkbox"/>	生産する事業場の名称及び所在地、保管する施設の所在地に変更があった場合	<input type="checkbox"/>	肥料登録事項変更届	該当する場合2部 (正副各1部)	規定の様式
<input type="checkbox"/>	県内販売事業場がある場合、併せて届け出る書類	<input type="checkbox"/>	肥料販売業務開始届出書(法人) 廃止・開始届出書(個人)	該当する場合、2部 (正副各1部)	規定の様式 (詳細は販売手引書参照)

(3) 肥料名称を変更することにより肥料登録証を書替える場合

肥料名称を変更する場合は、肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書に該当する書類(表6)を添付し申請してください。その際の手数料はかかりません。

なお、名称を変更することができる要件として、他社商標権の侵害に抵触する可能性を防ぐ場合、今までの名称を使用することにより顧客に誤解を与える可能性を防ぐ場合や、自他に支障を生ずるのを防止する場合には認められます。

なお、名称の変更を検討する場合、肥料の品質の確保等に関する法律第26条第2項(誤解を生ずる名称の禁止)に違反することのないようご注意ください。

表6 肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請する場合に提出するもの

提出書類(必須)		部数	備考		
<input type="checkbox"/>	肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書	2部 (正副各1部)	規定の様式		
<input type="checkbox"/>	登録証	1部	原本		
該当する場合の書類	提出書類	部数	備考		
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない場合の添付書類	<input type="checkbox"/>	肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部。 当該年度中に先に提出済の場合は不要。	左記事項が記載されていれば、様式は任意

【肥料登録証を再発行したい場合】

肥料登録証を滅失または登録証が判読できないほど汚損した場合は、肥料登録証再交付申請書に該当する書類(表7)を添付し申請してください。その際の手数料はかかりません。なお、その場合は事前にご一報下さい。

表7 肥料登録証再交付申請する場合に提出するもの

提出書類(必須)		部数	備考		
<input type="checkbox"/>	肥料登録証再交付申請書	2部 (正副各1部)	規定の様式		
該当する場合の書類	提出書類	部数	備考		
<input type="checkbox"/>	申請者が代表者でない場合の添付書類	<input type="checkbox"/>	肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請、届出の諸手続に関する事項の権限を代表者から申請者(代理人)に委任したことを記した(日付、所在地、名称、代表者職氏名及び代表者印押印及び代理人職氏名が記された)委任状	該当する場合1部。 当該年度中に先に提出済の場合は不要。	左記事項が記載されていれば、様式は任意

**【肥料登録の有効期間が満了したときや、肥料の生産を廃止した場合】**

次の事項に該当する場合は、速やかに上記受付宛に肥料登録失効届に登録証を添付して届け出てください。その際の手数料はかかりません。

- 法人が解散したとき。肥料生産事業を廃止したとき。
- 当該肥料の生産を廃止したとき

以下の場合にも失効届を提出する必要があります。

- 今までの登録肥料について、保証成分量やその他の規格を変更したとき  
 (別の肥料として取り扱われます。変更前の肥料について失効届を提出後、新たな保証成分・その他の規格の肥料として新規に登録申請する必要があります。)
- 生産事業場を他の都道府県に移すなど、千葉県内で生産しなくなったとき  
 (当該肥料について生産を続ける場合には、生産事業場のあった都道府県に失効届を提出後、新たな生産事業場のある都道府県に新規に登録申請する必要があります。)
- 登録の有効期間が過ぎ、有効期間の更新をしなかったとき  
 (当該肥料について生産を続けたい場合には、生産事業場のある都道府県に失効届を提出後、改めて登録申請する必要があります。)

表8 肥料登録失効届を届出する場合に提出するもの

提出書類(必須)		部数	備考		
<input type="checkbox"/>	肥料登録失効届	2部 (正副各1部)	規定の様式		
<input type="checkbox"/>	登録証	該当銘柄	原本		
該当する場合の書類	提出書類	部数	備考		
<input type="checkbox"/>	県内全ての(生産兼)販売事業場廃止の場合	<input type="checkbox"/>	肥料販売業務廃止届出書	2部 (正副各1部)	規定の様式 (肥料販売の手引参照)
	一部の(生産兼)販売事業場廃止の場合	<input type="checkbox"/>	肥料販売業務開始届出事項変更届出書	2部 (正副各1部)	